

取扱職種範囲等の変更

様式第6号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

~~有~~ ~~料~~ ~~・~~ ~~無~~ ~~料~~
~~職~~ ~~業~~ ~~紹~~ ~~介~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~許~~ ~~可~~ ~~証~~ ~~再~~ ~~交~~ ~~付~~ ~~申~~ ~~請~~ ~~書~~
~~職~~ ~~業~~ ~~紹~~ ~~介~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~変~~ ~~更~~ ~~届~~ ~~出~~ ~~書~~
~~職~~ ~~業~~ ~~紹~~ ~~介~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~変~~ ~~更~~ ~~届~~ ~~出~~ ~~書~~ ~~及~~ ~~び~~ ~~有~~ ~~料~~ ~~・~~ ~~無~~ ~~料~~ ~~職~~ ~~業~~ ~~紹~~ ~~介~~ ~~事~~ ~~業~~ ~~許~~ ~~可~~ ~~証~~ ~~書~~ ~~換~~ ~~申~~ ~~請~~ ~~書~~
~~有~~ ~~料~~ ~~・~~ ~~無~~ ~~料~~ ~~・~~ ~~特~~ ~~別~~ ~~の~~ ~~法~~ ~~人~~ ~~無~~ ~~料~~ ~~職~~ ~~業~~ ~~特~~ ~~別~~ ~~の~~ ~~法~~ ~~人~~ ~~無~~ ~~料~~ ~~職~~ ~~業~~

法人又は団体にあつてはその
 名称、代表者の氏名を記載し
 てください。

和〇〇年〇月〇日

厚生労働大臣 殿

(ふりがな)
②申請・届出者 氏 名

- 1 ○ 有料職業紹介者は、7以外の全文及び7文中の「第33条第4項において準用する・第
- 2 33条の3第2項において準用する」を抹消。
- 3 ○ 無料職業紹介者は、7以外の全文及び7文中の「第33条の3第2項において準
- 4 用する」を抹消。
- 5 ○ 特別の法人無料職業紹介者は7以外の全文及び7文中の「第33条第4項において準用
- 6 する」を抹消。
- 6. ~~職業安定法第33条第4項において準用する法第32条の7第4項の規定により下記のとおり~~
 ○変更届け出及び書換申請をします。
- 7. 職業安定法第33条第4項において準用する・第33条の3第2項において準用する第32条の
 12第1項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
- 8. ~~職業安定法第33条の3第2項において準用する法第32条の7第1項の規定により下記のと~~
~~おり変更を届け出ます。~~

記

③許可・届出番号	14-ユ-〇〇〇〇〇〇
(ふりがな) ④氏名又は名称	かぶしがしや〇〇〇〇 株式会社〇〇〇〇
(ふりがな) ⑤所 在 地	〒 231-0015 電話 045 (〇〇〇) 〇〇〇〇 かながわけんよこはましなかのおのえちよう
	神奈川県横浜市中区尾上町〇丁目〇番地〇号
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> ④、⑤欄については、個人の場合場合は住民票、法人の場合は登記簿謄本どおりの名称及び所在地を記載してください。 </div>	
⑥事業所	(ふりがな) 名 称
	(ふりがな) 所 在 地
	かぶしがいしや〇〇〇〇 よこはまえいぎようよ 株式会社〇〇〇〇 横浜営業所
	かながわけんよこはましなかのおのえちよう 神奈川県横浜市中区尾上町〇丁目〇番地〇号 △△ビル2F

取扱職種範囲等の変更のあった事業所の
 名称・所在地を記載してください。

⑦変更事項	取扱職種及び取扱地域の変更	
⑧変更 前	取扱職種：一般事務・人事・秘書の職業、コンピュータ等事務用機器 操作の祝業 取扱地域：東京都、神奈川県	
⑨変更 後	⑩のとおり	
⑩取扱職種の 範囲等	取扱職種：全職種 取扱地域：国内	
⑪変更(廃止)年月日	令和〇〇年〇月〇日	
⑫職業紹介責任者	氏名	住所
⑬変更(廃止)理由 再交付理由	取扱職種、取扱地域の変更のため	
⑭備考	届出担当者の職名・氏名・連絡先を記載してください。	

⑫欄は記載不要

届出者（法人にあっては役員を含む。）（届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第33条の3第2項において準用する同法第32条各号（第3号、第10号及び第11号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

また、同法第32条の14の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第32条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第24条の6第2項第1号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。